

出産育児一時金の支給額が、 見直されます!!

H21.1.1 から産科医療補償制度が創設されたことに伴い、同制度に加入している病院、診療所、助産所で出産をした場合、従来の出産育児一時金35万円に、同制度掛金相当額3万円を上限として加算された額が支給されます。

具体的には、H21.1.1以降に、同制度加入の病院、診療所、助産所で、医学的管理下のもと、在胎週数22週に達した日以後に出産した場合（死産含む）は、出産育児一時金38万円が支給されます。

ただし、以下の場合には従来どおり出産育児一時金35万円が支給されます。

同制度未加入の病院、診療所、助産所での出産（死産含む）の場合。

同制度に加入していても、医学的管理下以外のお産（死産含む）の場合。

同制度に加入して、医学的管理下のお産であっても、在胎週数22週未満のお産（流産・人工妊娠中絶含む）の場合。

～新制度 Q & A～

Q：病院等の制度加入の有無は、どのように確認したらよいですか？

A： 病院等内に掲示されている『加入証』で確認ができます。
制度の運営組織である『財団法人日本医療機能評価機構』
ホームページで、全国の制度加入分娩機関を確認することができます。
病院等の相談窓口にも確認することもできます。

Q：制度を利用するには、どのような手続きが必要ですか？

A：制度に加入している病院等で出産する妊婦さんは、自動的に制度の対象となり、出産の前に病院等で登録証を申請し、交付を受けることとなります。

詳細は、出産の前に病院等の相談窓口にご確認ください。

Q：出産育児一時金を請求するときに、今までの証明書類以外に追加される書類はありますか？

A：出産に要した費用の領収書の写しが必要となります。

なお、制度の対象となる出産の場合、病院等が領収書に所定の証明スタンプを押印しますので、ご確認ください。